



冬場に多発!!! ヒートショックに要注意

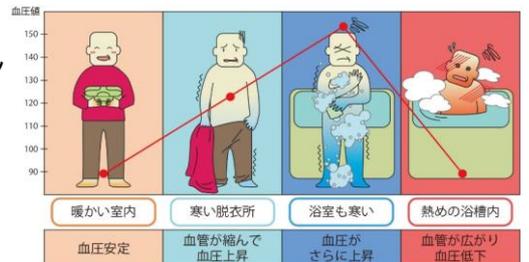
11月になり急に気温が下がって寒さに慣れない人も多いのではないのでしょうか？
寒い中仕事をして帰って湯船につかる、そんなリラックスタイムも、一歩間違えると
命の危険につながってしまうかもしれません。

ヒートショックとは…？



気温の変化によって血圧が上下し、心臓や血管の疾患が起こること。

- 好発時期：11月～2月
- よくある例：暖房の効いた部屋から脱衣所に移動し
浴槽に浸かったとき
⇒10℃以上の温度差がある場所は危険！！
- 要注意な人
 - ・65歳以上
 - ・高血圧、糖尿病、動脈硬化、肥満
 - ・熱い風呂や長風呂が好き などなど



予防のポイント

- ①脱衣所と浴室を温める
脱衣所や浴室に暖房器具を置き、暖房を効かせた部屋と温度差が小さいようにしましょう。浴室を温めるにはお湯を張った浴槽のフタを開けておくだけでも効果的！
- ②お風呂の温度は低めに設定
お湯の温度は38℃～40℃がベスト。特に42℃以上は心臓に負担がかかるので避けた方がいいでしょう。また入浴前に心臓から遠いところに掛け湯をするのも大切です。
- ③ゆっくりとお風呂から出る
お湯につかり身体が温まっているときは血管が弛緩して血圧が下がっています。その状態で急に立ち上がると脳に血液が巡らず、めまいを起したり失神したりすることも。立ち上がる時はゆっくりを心掛けましょう。

- 【今号の主な内容】**
- P① ヒートショックに要注意
 - P② 年末年始労働災害防止強調月間
 - P③ 切創防止手袋の常時着用を
 - P④ ことわざ・次回案内



発行
野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL：03-3572-1866

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

- 氷炭相容れず ●
- ・要注意、混合危険物の取扱い



「氷炭相容れず」とは、二つのものの性質が正反対で、互いに一致しないたえです。

氷を火のそばに置けば氷は解けてしまいます。性質の正反対なものは一致することができない、という場合に用いられますが、「氷炭相愛す」という逆な言い方もあります。殊に男女のように性質もまったく違うのに、相思相愛で燃え上がることがあります。

私たちの職場には、混合させたり接触させたりすると、発火したり爆発したり、有害ガスが発生したりする「氷炭相容れず」の関係のものが少なくありません。

倉庫に置いてあった石灰に水がかかって火災になった。酸素容器のバルブの部分が油で汚れていたため、漏れていた酸素と油脂が反応して着火した。硫酸の中に水が入って突沸した。アルカリ剤と酸性洗剤を混合させて有害ガスが発生したなど、不勉強や作業方法の不適によって事故や災害が発生しています。

混合危険のあるものは「氷炭相容れず」の思想で、きちんと取り扱いましょう。



【 忘年会のお知らせ 】

- ★日時 2023年12月15日(金)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 わらやき屋 銀座
▶東京都中央区銀座6-5-15銀座能楽堂ビル6F
- ★会費 1人 ¥2,000

12月は忘年会開催のため職長会はありません。
次回は2024年1月になります。詳細は追ってご連絡いたします。



切創防止手袋で小さな災害を防ぐ

着用が促されている切創防止手袋。中には現場内常時着用を義務付けている現場もあります。なぜ刃物を使うときだけでなく常時着用するべきなのでしょう。

手袋着用で防げた災害①

2023年6月 経験年数11年
台車を持ち上げた際、台車下部の金属部バリで左手人差し指を切創

⇒いつもやっている片付け・清掃。そういう作業内にもケガをする可能性があるという意識を。



手袋着用で防げた災害②

2023年8月 経験年数0.25年
仮置き場の足場板に躓き転倒した際、軽鉄間仕切りライナーに手をつき左手中指、薬指を切創

⇒人は転んだとき真っ先に手が出るもの。
手袋をしていれば手をついた先に何かあっても怪我をする可能性が低くなる！



手袋着用で防げた災害③

2023年9月 経験年数21.5年
カッターナイフの刃を取替時、右手親指の腹を切創

⇒事務所や詰所内で行う刃物を使った作業(資材のダンボールを開けるなど)でも切創防止手袋を着用しましょう。詰所内事務所内でも万が一切創した際は報告の義務があります。



常に手袋をつけていることで、意識的な刃物を使用した作業だけではなく、流れで行っている作業やふとしたアクシデントでのケガを減らすことができます。

切創防止手袋は
レベル表示3・C以上のものを！

現場内では常に切創防止手袋の着用を意識しましょう！



令和5年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

スローガン

無事故の歳末 明るい正月

本期間

令和5年12月1日～令和6年1月15日

会長メッセージ

令和5年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。当協会では、年末年始の労働災害の防止を目的に、本年度も12月1日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱意と日々の自主的な労働災害防止活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。10月の速報値では、建設業における死亡者数は152人で前年より40人減、休業4日以上死傷者数は9,543人で前年より17人増となっております。また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害の死亡者数は56人と前年より19人減となっているものの、依然として死亡災害の約37%を占めています。

建設業では、全国各地で発生している台風や豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事や、国土強靱化を実現するためのインフラ整備等の工事を進めています。これから迎える年末年始は、2024年4月から実施される時間外労働の上限規制への対応を含めた働き方改革の推進、慢性的な技能労働者不足などの影響もあり、労働災害の発生リスクの高まりが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、自社の労働災害防止活動の取り組みの再確認をお願いするとともに、その一環として、本年策定した第9次建設業労働災害防止計画の重点事項を踏まえ、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（ニューコスモス及びコンパクトコスモス）の積極的な導入・運用を図るとともに、建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」の実施及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した労働災害防止対策の推進などについても併せて取り組みを進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者が一丸となって本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、

「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和5年11月

建設業労働災害防止協会 会長 今井 雅 則

